

令和元年度業績評価指摘事項の令和3年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	令和3年度事業計画関連部分 (下線の記述は計画に記載はないが、令和3年度の取組を記載)
1. 基盤的保険者機能関係 ①サービス水準の向上	<p>■サービススタンダードについて、加入者数、支給決定件数いずれも増加している中で、KPI（100%）を概ね達成するとともに、平均所要日数について引き続き遵守し、お客様満足度についても高い水準を維持していることを評価する。</p> <p>また、あらゆる機会を捉えた周知により、郵送による提出が促進され、郵送による提出率がKPI（90%以上）を達成したことを評価する。</p> <p>引き続き、満足度のあるサービスを継続されたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。
②限度額適用認定証の利用促進	<p>■高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合が、KPI（84%以上）を概ね達成していることを認める。</p> <p>限度額適用認定証の利用促進を図ることは、加入者のメリットを実現する施策であり、今後も継続して取組を進められたい。</p>	<p>③限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
③現金給付の適正化の推進	<p>■審査の強化や立入検査の実施により不正請求が減少傾向にあること、新たに事後調査を実施し、不適切</p>	<p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正

	<p>な申請を確認したこと、また、傷病手当金と障害年金との併給調整を適正に実施していることを評価する。</p> <p>不正請求の撲滅に向け、引き続き、審査の強化を図られたい。</p>	<p>化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</p>
④効果的なレセプト点検の推進	<p>■点検員のスキルアップや内容点検効果の向上に向けた行動計画が一定の成果をあげているものと認める。</p> <p>引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。</p>	<p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検の在り方について検討する。
⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	<p>■積極的な文書照会や適正な申請の周知に取り組んだ結果、多部位かつ頻回施術の申請件数、申請割合が減少し続けていること、KPI（1.23%以下）を達成したことを評価する。</p> <p>引き続き、効果的な加入者に対する文書照会や適正受診の啓発活動の強化に努められたい。</p>	<p>⑥柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。 <p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p>
⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	<p>■新たな手順書の作成による審査の厳格化と標準化、不正が疑われた案件に係る地方厚生局への情報提供等、適正化に向けた取組が着実に行われていることを認める。</p>	<p>⑦あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査手順の標準化を推進する。 受領委任払制度導入により、文書化された医師の同意・

	引き続き、不適切な申請に対する審査の強化を図られたい。	再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	<p>■事業所に対する資格喪失届提出の際の保険証添付の徹底等による保険証の回収強化、資格喪失後受診による返納金債権回収における保険者間調整のスキームの積極的活用等、積極的な取組を認める。</p> <p>保険証及び債権の回収は、積極的に実施して成果を上げる業務であることから、持続的に業務の強化・改善に取り組み、回収率の向上に努められたい。</p>	<p>⑧返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
⑧被扶養者資格の再確認の徹底	<p>■未提出事業所に対する勧奨、未送達事業所に対しての照会等実施の結果、被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率が91.3%とKPI（89.0%以上）を達成し、被扶養者資格解除による費用削減効果があったことを評価する。</p> <p>被扶養者の無資格受診の防止は、医療保険制度の根幹にかかわる課題であり、事業主の理解と協力を得るための取組を強化し、被扶養者資格の再確認の徹底に努められたい。</p>	<p>⑨被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
⑨オンライン資格確認の利用率向上	<p>■協会独自のオンライン資格確認について、大規模医療機関に対して訪問等による利用勧奨を行うなどにより、システムの利用率がKPI（43.3%以上）を</p>	<p>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者

	達成したことを評価する。	のマイナンバー収録率向上を図る。
⑩業務改革の推進に向けた取組	<p>■業務改革推進計画として改革案 50 件を策定し、次期システムの構築に資する課題と現行事務処理方法等の改善に資する課題に整理し、後者については、具体的な改革案を策定されたことについて評価する。なお、システムの構築を要する案については、構築するシステムの費用等も念頭に改革を実行されたい。引き続き、「業務改革検討プロジェクト」の着実な遂行に努められたい。</p>	<p>⑪業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
⑪的確な財政運営	<p>■令和 2 年度保険料率の決定にあたり、運営委員会や各支部の評議会で様々な意見がある中、理事長のリーダーシップの下、将来に向かって安定した財政運営を図る観点から平均保険料率を決定したこと、また、審議会等において財政基盤強化のための意見発信を積極的に実施していることを評価する。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る影響、経済情勢や医療費の動向について中長期的な視点も含めて慎重に分析の上、的確な財政運営に努められたい。</p>	<p>①健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。
<p>1. 戦略的保険者機能関係</p> <p>①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p>	<p>■事業所健康度診断シートを提供した事業所数が平成 30 年度より増加し利用が進んだことを認める。</p> <p>また、退職等による保険者の移動の際の特定健康診断データの引継ぎに関し、社会保障審議会医療保険部会における意見発信により、本人同意を不要とする省令改正が行われ、円滑なデータ移行と併せて経</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>① iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事

	<p>年的なデータを用いたより質の高い特定保健指導の提供が可能となったことを認める。</p> <p>個人単位での健康度診断シートの提供を契機として、具体的なユースケースの検討等、コラボヘルスの取組強化に努められたい。</p>	<p>業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</p>
<p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p>	<p>■地域ごとの健康課題等を踏まえ支部ごとに策定した第2期計画の2年目の取組を着実に実施したこと、拡充を図ったことを認める。また、特定健診・特定保健指導データ分析報告書及び支部別スコアリングレポートの支部への提供により、支部においてデータヘルス計画策定や評価の際に健康課題の把握に活用されたことについて、支部における保健事業の進化に寄与していることを認める。</p> <p>引き続き、効果的な方法・体制の工夫を検討し、第2期計画について着実に実施されたい。また、今後は都道府県国保との共創も視野に特定健診・特定保健指導データ分析報告書及び支部別スコアリングレポート等活用されたい。</p>	<p>（2）戦略的保険者機能関係</p> <p>①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。
<p>② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>	<p>■事業者健診データ取得率がKPI（7.5%以上）を達成したことを認める。</p> <p>なお、被保険者、被扶養者の特定健診受診率はKPI未達成であり、特定健診実施率が高水準の支部の取組について情報共有を図るなど、取組を一層強化されたい。</p>	<p>① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同

		<p>時実施等の拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 <p>また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</p>
② ii) 特定保健指導の実施率の向上	<p>■特定保健指導の実施率がKPI（16.8%以上）を達成したことを評価する。</p> <p>初回面談の実施、委託（健診）機関の教育、モデル実施等効果的な保健指導の実施及び検証、健診結果を用いた効果の検証などを通じて、特定健診から特定保健指導の一体的な実施を実現する構造改革を更に進め、実施率の向上に取り組まれない。</p>	<p>① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。 平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。
② iii) 重症化予防対策の推進	<p>■糖尿病性腎症患者等の重症化予防の取組が進んでいることを認める。</p> <p>加入者への勧奨に際しては、事業主の理解・協力が欠かせないため、事業主に対する働きかけを強化するとともに、重症化予防への関心の目が向けられるような施策について検討されたい。</p>	<p>① iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着目した受診勧奨の必要性について検討する。 また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <p>① iv) コラボヘルスの推進</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。（再掲）
②iv) コラボヘルスの推進	<p>■健康宣言事業所数や健康経営優良法人数が増加しており、コラボヘルスを推進するための基盤が拡充していることを評価する。また、健康宣言事業所等については、商工3団体等の事業者団体や業界団体等へ働きかけを行い、団体等の機関紙等への掲載による広報・募集を行うことにより、事業所の拡大が図られたことをあわせて評価する。</p> <p>今後は、加入者への周知方法の検討、実施結果の検証等を行い、効果的な取組に努められたい。</p>	<p>①iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。（再掲）
③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	<p>■様々な媒体等を活用した広報や健康保険委員の活動等により、加入者等の理解が進み、KPIを達成したことを評価する。</p> <p>引き続き広報活動の強化や健康保険委員の委嘱数の拡大に取り組み、加入者の理解率の向上に努められたい。また、小規模事業所においても、大中規模事業所と同様に加入者等の理解促進が図られるよう努められたい。</p>	<p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部において、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレットを作成するとともに、加入者を含めより幅広く情報発信するため、YouTube等の動画を活用した広報を行う。支部においては、本部で作成した動画等も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等

		を通じた情報提供を実施するとともに、引き続き、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。
④ジェネリック医薬品の使用促進	<p>■ジェネリック医薬品の使用割合について、全体として高い実績がある中で、支部ごとの特性や課題を分析するなど、実態に基づいた取組により更に進捗しており、KPI（78.5%）を達成したことを評価する。</p> <p>全体の目標達成に加え、使用割合が増加した支部の要因等の検証およびその結果の共有により、引き続き、地域差の是正に努められたい。</p>	<p>③ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」によりに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <p><その他の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。 <p>○令和3年度の取組</p> <p>・ <u>ジェネリック医薬品のみならず、適正な医薬品の使用のために、薬の重複や飲み合わせなどの服薬管理にかかりつけ薬局を活用することなどをホームページにおいて広報した。</u></p>
⑤インセンティブ制度の本格導入	<p>■ 事業所向け、加入者向け、また各支部の実情に応じた広報を実施する等、効果的な周知・広報が実施されたことを認める。</p> <p>インセンティブ制度については、制度が開始されたばかりであり、制度導入による効果について、引</p>	<p>④ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義

	<p>き続き検証に努められたい。各支部間で競争意識が醸成され、医療費の削減、結果として事業者・加入者の負担が軽減される仕組みであり続けることが肝要である。</p>	<p>を理解していただけるよう、周知広報を行う。</p>
<p>⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開</p>	<p>■実施件数や内容により、パイロット事業が職員に急速に浸透しつつあること、各支部における先進的な取組が具体性を持って全国で多くの効果を生み出していることを評価する。実施した事業の効果検証を行い、効果が認められた事業については、速やかに全国展開が可能となるよう取組を進められたい。</p>	<p>⑤ 支部で実施した好事例の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部事業の独自性を高めるために設定した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業及び支部調査研究事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組みを構築する。 ・ パイロット事業の効果検証の結果、エビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。
<p>⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信</p>	<p>■地域医療構想調整会議への参加率のKPI（83.7%以上）を達成し、意見発信を行ったことを高く評価、データ分析に基づく意見発信の増加が見られたことを認める。</p> <p>また、社会保障審議会医療保険部会における情報発信により、省令改正が行われ、効果的な取組が行われていることを高く評価する。</p> <p>引き続き、本部・各支部において、各方策での実証的分析に基づくデータを活用し、スケールメリットを生かしつつ、他の被用者保険等とも連携しながら、働きかけや意見発信を強化されたい。</p>	<p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会、保険者協議会

		<p>等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 <p>iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p>⑦ 調査研究の推進</p> <p>i) 本部・支部による医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。 ・ 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。 ・ 各支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年や、現役世
--	--	---

		<p>代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るとともに、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。</p> <p>iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の検討及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 ・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約 4,000 万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。
--	--	--

II 船員保険

評価項目	指摘事項	令和3年度事業計画関連部分 (下線の記述は計画に記載はないが、令和3年度の取組を記載)
(1) 基盤的保険者機能関係 ① 保険給付等の業務の適正な実施	<p>■ 下船後の療養補償の適正な利用など船員保険に特有益な保険給付への対応や傷病手当金等の適正な給付への取組を認める。</p> <p>引き続き、実施体制の充実を図りつつ、本人・医師への照会や船舶所有者への立入調査等を強化し、適正な給付に努められたい。</p>	(1) 基盤的保険者機能関係 ② 適正な保険給付の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。 ⑥ 制度の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。
② 効果的なレセプト点検の推進	<p>■ 内容点検は委託費用を上回る点検効果額が得られたこと、外傷点検は加入者一人当たりの外傷点検効果額が増加したことを認める。</p> <p>レセプト点検の査定率を検証し、検証結果を基にレセプト点検体制の整備を図り、点検効果額向上に努められたい。</p>	③ 効果的なレセプト点検の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	<p>■ 文書照会の大幅な件数増や持続的な広報により、多部位かつ頻回施術の申請割合が減少し、KPI (0.87%以下) を達成し、申請件数、支払総額いずれも減少したことを評価する。</p>	② 適正な保険給付の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

	<p>柔道整復施術療養費についての問題点を健康保険と共有しながら、引き続き、不適切な申請に対する審査の強化を図りたい。</p>	
<p>④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p>	<p>■再同意の確認を徹底するとともに、申請内容に疑義が生じた場合は、被保険者本人や担当医師へ照会し、船員保険部の審査医師に対し意見を求めるなど、適正化に向けた取組が着実に進められていることを認める。</p> <p>問題点を健康保険と共有しながら、引き続き、不適切な申請に対する審査の強化を図りたい。</p>	<p>○令和3年度の取組</p> <p>・受領委任制度導入に伴い、再同意の確認を徹底するとともに、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師への照会、船員保険部の審査医師に対する意見の求めなどを行った。</p>
<p>⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債券回収業務の推進</p>	<p>■保険証回収率及び返納金債権の回収率がKPIを達成したことを認める。</p> <p>保険証回収率については、検証・分析を行い、回収率の向上に努められたい。</p> <p>返納金債権の回収率については、文書送付だけでなく、船舶所有者の協力を得られ、回収率の向上が見込まれる施策を講じ、一層の返納金債権の回収強化を図られたい。</p>	<p>④ 返納金債権の発生防止の取組の強化</p> <p>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。</p> <p>⑤ 債権回収業務の推進</p> <p>・不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。</p>
<p>⑥サービス向上のための取組</p>	<p>■サービススタンダード、保険証の3営業日以内の発行について、KPI(100%)を達成し、引き続き高水準を維持していることを評価する。</p> <p>引き続き同水準を維持されたい。</p>	<p>① 正確かつ迅速な業務の実施</p> <p>・サービススタンダード(職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。</p> <p>・保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。</p>

	<p>また、お客様満足度調査により、加入者から寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、満足度のあるサービスの充実に努められたい。</p>	<p>(情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内)</p> <p>⑧ サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。
⑦高額療養費制度の周知	<p>■加入者の立場から高額療養費支給申請を勧奨する取組を行い、限度額適用認定証の利用促進を図ったことにより、限度額適用認定証の交付枚数、限度額適用認定証の使用割合いずれも平成30年度を上回ったこと、使用割合についてKPI（80%以上）を達成したことを評価する。</p> <p>限度額適用認定証の利用は加入者の大きな負担軽減につながるものであり、今後とも利用促進に向けた取組を一層進められたい。</p>	<p>⑥ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。 ・ 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、オンライン資格確認に未対応の医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。
⑧職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨	<p>■職務上の上乗せ給付等の未申請者に対する申請勧奨等の丁寧な対応により、着実な支給に努めていることを認める。</p> <p>今後も被保険者の立場に立って給付事務手続の円滑化に努められたい。</p>	<p>① 正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。 <p>⑥ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。

<p>⑨被扶養者資格の再確認</p>	<p>■日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て被扶養者資格の再確認を着実に実施したこと、また、対象者の拡大により、船舶所有者の事務負担が増加した中において、被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率はKPIを達成しなかったものの、約9割の提出があり、結果、負担額が削減され、引き続き、再確認業務の促進が図られていることを認める。</p> <p>被扶養者の無資格受診の防止は、医療保険制度の根幹にかかわる課題であり、船舶所有者の理解と協力を得るための取組を強化し、被扶養者資格の再確認の徹底に努められたい。</p>	<p>④ 返納金債権の発生防止の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。
<p>⑩福祉事業の着実な実施</p>	<p>■無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業などの福祉事業を着実に実施したことを認める。無線医療助言事業の実施状況や成果について、利用者からの意向等を把握の上、検証を行い、事業の円滑かつ着実な実施に努められたい。</p> <p>また、保養施設利用補助事業について、新たに旅行代理店と契約を締結するなど、利便性が高まったことを認める。保養事業について、引き続き、変化する利用者の動向を踏まえた適切な広報活動を行い、一層の利用促進を図られたい。</p>	<p>⑦ 福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図る取組を実施する。 ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、宿泊補助のインターネット申請の拡充等、加入者の利便性の向上のための必要な見

		直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。
⑪健全な財政運営	<p>■中長期的な視点に立ち、健全な財政運営が行われていることを認める。</p> <p>引き続き、経済動向や収支見込みを慎重に分析し、安定的な財政運営に努められたい。</p>	<p>⑨ 健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。 ・ 令和4年度以降、被保険者保険料負担軽減措置による控除率の引き下げにより、疾病保険料率における被保険者負担が増加することについて、被保険者及び船舶所有者に周知を行う。
<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>①データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施</p>	<p>■被保険者の特定保健指導実施率は、KPI（20%以上）を下回り、依然低い状況にあるものの、特定健診の受診率は被保険者、被扶養者いずれもKPI（被保険者42%以上、被扶養者23%以上）を達成しており、生活習慣病予防健診の個人負担無料化や健診実施機関の拡充、健診車の巡回による利便性の向上等による特定健康診査等の推進、外部事業者の活用、巡回健診への保健師等の帯同及び健診当日における初回面談の実施等による特定保健指導の実施率の向上等、積極的な取組が着実に実施されていることを認める。</p> <p>また、「健康度カルテ」の刷新により、より効果的な船舶所有者と協働した加入者の健康づくりを推進したこと、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラムにより、禁煙</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能</p> <p>①特定健康診査等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報や未受診者の状況に応じた受診勧奨を行うとともに、健診実施機関を拡充する。 ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。 ・ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図るとともに、電子的な方法で収集できる仕組みの構築に向けた検討を行う。 ・ 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。 <p>② 特定保健指導の実施率の向上</p>

	<p>成功率、年間の医療費抑制効果額いずれも平成30年度を上回り、実効性のある禁煙支援策が講じられたことを認める。</p> <p>特定保健指導実施率、特に、被保険者は低い状況にあり、船舶所有者、加入者の協力を得ながら、要因について分析し、周知・広報等効果的な取組を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。 ・ 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。 ・ ICTを活用した特定保健指導の利用を促進する。 <p>③ 加入者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。 ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。 ・ 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。 <p>④ 船舶所有者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。 ・ 「プロジェクト“S”」（船員保険コラボヘルス）により、船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援する。 ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、専門の講師による特別講義を開催する船員養成校等の拡大、開催が困難
--	---	--

<p>②情報提供・広報の充実</p>	<p>■被保険者のニーズを踏まえた様々な広報ツールを駆使し、情報提供・広報の充実に努めていることを認める。引き続き、広報の充実に努められたい。</p> <p>なお、メールマガジン会員数は、被保険者数5.8万人に対し依然として少ないことから、一層の利用拡大を図られたい。</p>	<p>な学校に対する特別講義資料の配布などの取組を行う。</p> <p>⑥ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。 ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 ・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。 ・ 加入者の利便性を高めるため、SNS等の利用について検討する。 ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。 ・ 事務担当者等を対象とした船員保険の事務説明会をオンライン等により開催する。
<p>③ジェネリック医薬品の使用促進</p>	<p>■使用促進に関する効果的な取組により、使用率がKPI（78.7%以上）を達成し、持続的に高水準を維持していること、大きな財政効果を上げたことを評価する。</p>	<p>⑤ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。 ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。

	引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図りたい。	
--	---------------------------	--

Ⅲ 組織・運営体制関係

評価項目	指摘事項	令和3年度事業計画関連部分 (下線の記述は計画に記載はないが、令和3年度の取組を記載)
<p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p>	<p>■「基盤的保険者機能」の業務分野において業務の生産性の向上を図り、「戦略的保険者機能の強化」へ軸足を移す組織・環境づくりが進められているところ、職員定数が限られ、一人の職員が様々な業務を行うことが求められるなか、平成30年度に引き続き、標準人員を踏まえた適材適所の人員配置、人材育成等、組織体制の整備が図られ、事業が円滑に継続されていることを評価する。</p> <p>また、IT戦略推進室の設置により、加入者の利便性の向上などを目的とした効率的かつ最適なシステムを実現することにより、業務の効率化を図っていることを評価する。</p> <p>大規模な広域配転の実施は職員の意識改革に繋がる一方、過度の広域配転は職員のモチベーションの欠落や業務の連続性への支障を引き起</p>	<p>(3) 組織・運営体制の強化</p> <p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループ長補佐への昇格後に受講する階層別研修において、外部講師による管理職としてのマネジメント業務の習得に関する研修を実施するほか、様々な機会を捉えて、グループ長補佐のマネジメント能力の向上を図る。 ・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現等を踏まえた、標準人員の見直しについて検討する。 <p>○令和3年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職員が個別に作成する職員調書及び支部長との意見交換により、職員の事情も踏まえた人事異動を実施した。</u>

	<p>こす可能性があることから、職員の個々の事情や業務内容に配慮した慎重な対応に努められたい。</p>	
<p>②人事評価制度の適正な運用</p>	<p>■実績や能力本位の人事を推進するとともに評価者研修の充実を図るなど、効果的な人事評価が行われていることを認める。</p> <p>人事評価制度については、評価者と被評価者との意見交換の一つの機会として活用することにより、一層の組織強化を図られたい。</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。 <p><u>○令和3年度の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>評価者研修受講者へのアンケートを実施し、次年度以降の研修に活かすこととしている。</u>
<p>③OJT を中心とした人材育成</p>	<p>■職場における人材育成（OJT）に、階層別研修等の集合研修や自己啓発を組み合わせ、人材育成に積極的に取り組んでいることを認める。</p> <p>特に、戦略的保険者機能の強化を意識した研修やデータ活用に向けた人材育成が進められていることを認める。</p> <p>引き続き、個々の職員の持つ能力が十分に発揮され、様々な分野の知識の習得によりスキルアップが図られるよう、研修の充実や職場環境の整備に努められたい。</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>③ OJT を中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、検討を進める。
<p>④支部業績評価の実施</p>	<p>■支部業績評価の本格実施に向けて、施行を交</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p>

	<p>えながら進捗していることを認める。また、評価結果に基づき、必要な業務支援が行われており、支部間の格差是正へ向けた取組を認める。</p> <p>各支部の規模や地域特性などの条件を踏まえ、誰から見ても信頼性が担保される支部業績評価が行われるよう、引き続き検証に努められたい。</p>	<p>⑤ 支部業績評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。
<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>	<p>■一者応札の減少に向け、好取組事例の支部への周知等、新たな取組について積極的に推進したことを認める。</p> <p>引き続き、一者応札となった入札の状況について検証・分析し、競争性の確保やコストの削減に取り組まれたい。</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>① 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 <p>入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
<p>⑥コンプライアンスの徹底</p>	<p>■職員研修等を通じて、コンプライアンスやハラスメント対策に積極的に取り組まれ、個々の意識の向上が図られており、効果的な予防策が実施されていることを認める。</p> <p>なお、研修において、違反事例ないし懸念事</p>	<p>Ⅱ) 内部統制に関する取組</p> <p>③ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の

	例による学習を検討されたい。引き続き、コンプライアンスの徹底に緊張感を持って取り組まれたい。	啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。
⑦リスク管理	<p>■様々な施策が講じられており、リスク管理の強化が図られていることを認める。今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められたい。</p>	<p>Ⅱ) 内部統制に関する取組</p> <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・ 令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しを検討し、方針を決定する。
⑧内部統制の強化に向けた取組	<p>■内部統制整備準備室設置による一元管理により、業務の効率性が向上し、より適切な対応が可能となったことを認める。</p> <p>また、内部統制の有効性は、策定された制度等の整備内容、運用内容で評価されることから、運用状況を検証・分析し、効果的な取組を講じられたい。</p>	<p>Ⅱ) 内部統制に関する取組</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針に則り、内部統制の整備を着実に進める。
⑨システム関連の取組	<p>■次期システム構想について、現行システムの課題や最新のICT技術等に係る調査分析を実施するなど、新たな業務戦略等を考察し、事業主や被保険者のため、着実に検討が行われていることを認める。</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>④ 中長期を見据えたシステム構想の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期業務システム及び次期間接システムの構築に向け、適切な工程管理を実施し、スケジュールを遵守する。

<p>⑩協会システムの安定運用</p>	<p>■適切かつ継続的な運用・保守等の実施により、協会システムの安定的な稼働が実現していることを認める。</p> <p>引き続き、システムの安定運用及び保守体制の整備を図りたい。</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>② 協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の基盤的業務（保険証の発行、保険給付の支払い等）が停止することがないように、協会システムを安定稼働させる。 ・ 新システムの構築と並行しながら、日々のシステム運用・保守業務についてもその品質を保ち、システムの安定的な運用を実現する。
<p>⑪法改正などへの適切なシステム対応</p>	<p>■オンライン資格確認のシステム開発については、作業手順の工夫・調整等が行われ、スケジュール内に工程を完了したことを評価する。</p> <p>また、第3期特定健診の見直し、改元号、消費税税率変更については、システム改修が適切に実施され、安定稼働していることを評価する。</p> <p>引き続き、スケジュールを遵守するとともに、システムトラブルが生じないよう取り組まれたい。</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>③ 制度改正等にかかる適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、新システム構築スケジュールにも考慮しながら、システム対応を適切に実施する。
<p>⑫大規模プロジェクトの適切・確実な実施</p>	<p>■現行システムの更改・開発と並行して、業務・システム刷新を令和2年2月に障害を発生させることなくスケジュールどおりサービスを開始したことを評価する。</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>④ 中長期を見据えたシステム構想の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期業務システム及び次期間接システムの構築に向け、適切な工程管理を実施し、スケジュールを遵守する。
<p>⑬中長期を見据えた新システム構想・立案や新技術の動向の調査・検討</p>	<p>■RPAの導入により、作業時間の削減といった定量効果、また、正確性・効率性の向上といった定性効果が得られ、業務体制の強化が図られていることを認める。</p> <p>また、次期システム構想に向けた検討や調査</p>	<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>④ 中長期を見据えたシステム構想の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期業務システム及び次期間接システムの構築に向け、適切な工程管理を実施し、スケジュールを遵守する。(再掲) ・ 次期業務システムについては、令和5年1月のサービスイン

	<p>が滞りなく進められたことを認める。</p>	<p>に向け、次期システム基盤等の設計・構築・テストを確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期間接システムについては、令和4年4月のサービスインに向け、アプリケーション等の開発・テスト・データ移行を確実に実施する。また、サービスイン前に操作方法に関する研修を実施する。
<p>⑭情報セキュリティやシステム案件調達への適切な対応</p>	<p>■様々な施策が講じられ、サービス開始（平成27年6月）以降、情報セキュリティインシデントが発生していないことから、効果的な情報セキュリティ対策が行われていることを認める。</p> <p>引き続き、不正アクセス等により、システム障害が発生しないよう、より一層の情報セキュリティ対策の強化に努められたい。</p>	<p>Ⅱ) 内部統制に関する取組</p> <p>② リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月の新システム構築にあたり、データセンターの構成、アプリケーション等に変更が生じることから、新システムに合わせて業務継続計画書（BCP）など各種マニュアルについて、必要な見直しを検討し、方針を決定する。 <p><u>○令和3年度の取組</u></p> <p><u>・情報セキュリティについては、技術的対策として、24時間365日体制でのネットワーク監視や、業務用システムと外部接続環境との物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入等により、常に最新の脅威に備える体制を整備している。また、人的対策として「令和3年度情報セキュリティ対策推進計画」を作成し、計画に基づき全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施している。</u></p>